

☎(84) 1217
問 都市建設課管理計画班

建築基準法では、建物の安全性を確保し、私たちの生命や健康、財産を守るため、建物の敷地や構造などに関するさまざまな基準を定めています。
建物を建てる場合は、建築基準法などの法令で定める基準や手続きを守り、適正に工事を進め、工事が完了したときは、その建物が法令に基づき安全なものであるか検査を受けてください。
この機会に、建物が法令に適合しているか建築士に相談するなどの点検を検討しましょう。

違反建築物防止週間

10月15日(土)～21日(金)

10月18日は統計の日です

今年度のスローガンは、「統計の確かな情報 大きな安心」です。

毎年、様々な統計調査が実施され、私たちの身近な生活に活かされています。

調査員が伺ったときは、ご協力をお願いします。



問 企画財政課企画調整班 ☎84-1218

10月17日(月)～23日(日) 行政相談週間

総務省では、行政相談制度を理解し、気軽に利用していただくため、「行政相談週間」を定めています。

町では、総務大臣から委嘱された行政相談委員が、国、独立行政法人等の仕事や手続きについて、みなさんからの苦情やお困りごとをお聴きし、その解決に努めます。相談は無料で、秘密は守られます。

特設行政相談所

とき 10月25日(火) 午後1時30分～4時

ところ 町民会館

相談委員 佐久間和夫氏(木戸台)
平山 公恵氏(長塚)

問 総務課秘書広報班 ☎84-1211



消費生活なび NO.78

ポイントカードのつもりが クレジットカードの申込に…

店頭で買い物をした際に、「特典がつくから」などと勧誘されポイントカードを申し込んだところ、実は希望していないクレジット機能付きポイントカードだったという相談が寄せられています。

クレジット機能付きポイントカードは、特典が優遇される反面、年会費が発生したり、決済機能があるため保管等に注意が必要な場合があります。

勧誘されたら詳しい説明を求め、納得できなければきっぱりと断りましょう。

問 消費生活相談室 ☎84-1233

※お掛け間違いのないようお願いします。

野焼きは法律で禁止されています

野焼きとは、適法な焼却施設以外でごみを燃やす行為で、一部の例外を除き、法律で禁止されています。

野焼きは、悪臭や煙により近隣住民に迷惑をかけるだけでなく、火災の原因や警察・消防署等の指導や罰則の対象となります。

地域は自分だけの場所ではありません。お互いが気持ちよく生活できるよう、野焼きは絶対しないでください。

問 環境防災課環境班 ☎84-1216